

いわゆる「共謀罪」法案の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案の

衆議院採決に抗議する会長声明

2017年（平成29年）5月23日

兵庫県弁護士会

会長 白 承 豪

〈声明の趣旨〉

当会は、「いわゆる「共謀罪」法案の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案」について、衆議院において採決したことに抗議し、参議院に対し否決することを求める。

〈声明の理由〉

当会は、本年3月21日付「いわゆる「共謀罪」法案の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案の閣議決定に反対する会長声明」において、いわゆる「共謀罪」の廃案を求めていたが、同法案は、5月19日に衆議院法務委員会にて、5月23日には衆議院本会議にて、それぞれ採決された。

政府は、テロ対策のため、国連越境組織犯罪防止条約（略称「パレルモ条約」）の締結に必要であると説明するが、同条約は複数の国々を越境して行われる経済的な組織犯罪を対象としており、そもそも政治的目で行われるテロ対策とは無関係である。多数の学者も、同条約の締結に「共謀罪」の立法は不要であると評価した声明を公表している。

また、政府は、「一般市民」は対象外であると説明しているが、そもそも「一般市民」が、どの者を指すのか不明であるし、共謀罪の捜査対象と説明される「組織的犯罪集団」に関する国会答弁からも、「組織的犯罪集団」なる団体が、予め、客観的に特定・限定できないために、結局、「一般市民」が捜査対象になるのかについても、答弁が変遷するなど、不明のままである。さらに、構成要件であると説明される「準備行為」と日常行為との区別に関する国会答弁からも、どの行為のどの段階から捜査が開始されるのかも不明のままである。現在、「組織的犯罪集団」や「準備行為」という構成要件によって従前の共謀罪法案を厳格化したとは到底いえない状況にあり、捜査機関の恣意的判断により、何ら違法性のない段階から、「共謀」の「嫌疑」を理由に、市民の日常的な行動等の監視を招くおそれが払拭されていないといわざるを得ない。

当会が昨年11月、12月、本年2月、4月にそれぞれ開催した「共謀罪法案に反対するパレード」には、参加者が回を重ねるごとに増え、これまで、のべ1000人を超える市民が集まっており、兵庫県内においても、いわゆる「共謀罪」法案に不安を感じる市民の声が、格段に強まっていることが分かる。

よって、当会は、このたび、「共謀罪法案」について、衆議院において採決したことに抗議し、参議院に対し否決することを求める。